

第3節 自然を身近に感じられる快適環境の形成

快適で魅力あるふるさと広島を創生を目指し、身近な緑や水辺、美しい町並みや歴史的・文化的な雰囲気など、快適環境の形成を図ることが重要です。

1 優れた景観の保全と創造

美しい景観を保全・創造し、ゆとりとうるおいのある広島らしい景観の形成を図るため、「ふるさと広島の景観の保全と創造に関する条例」を制定し、景観指定地域や大規模行為届出対象地域における届出指導を行っています。また、市町村が景観形成施策に主体的に取り組み、推進することができるよう支援等を行っています。

平成13年度届出件数

区 分		13年度
景観指定地域	宮島・大野	15
	新広島空港周辺	20
	西中国山地国定公園周辺	10
	西瀬戸自動車道	50
	安芸灘架橋	5
小 計		100
大規模行為届出対象地域		284
小 計		284
合 計		384

2 みどり・水辺環境の保全と創造

都市においては、生活の中で関わりの深い身近な自然が減少し、一方、農山漁村では、過疎化・高齢化が進行している地域を中心に、森林・農地等の環境保全機能の維持が困難な地域が発生しています。そのため、都市におけるみどりの保全・創造や地域緑化、田園・農山村における資源の保全と活用等を推進しています。

さらに、周辺の景観や自然環境との調和を図りつつ、地域の人々が水辺に親しみやすい河川、港湾、漁港、海岸等の水辺環境の整備を進めています。

● 届出の必要な地域
(平成14年4月1日現在)

